

札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務提案説明書

この提案説明書は、「札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務名

札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務

2 業務の目的

本市では、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及促進及び市民の利便性向上を目的として、令和3年8月に札幌市マイナンバーカードセンターを開設したところである。

本市におけるカードの保有者は年々増加し、令和7年9月現在は保有率が約76%となり、今後もカードの新規交付や更新及び電子証明書の更新等が続くことが見込まれる状況にある。

このことから、カードの交付、更新需要の増加に対応するために、2拠点目となる新たなマイナンバーカードセンターを開設し、業務体制を更に充実させる必要があることから、より一層の円滑かつ効率的なカード交付等の推進を図ることを目的として、本業務を実施する。

なお、今回設置する札幌市第二マイナンバーカードセンターの対外的呼称は「サッポロファクトリーマイナンバーカードセンター」とする。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 予算規模

151,551,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※上記は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員全てが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

7 企画提案を求める項目

- (1) 過去の類似業務実績について
- (2) 業務スケジュールについて
- (3) 企画提案内容について

ア レイアウト案の作成

来所者にとってストレスのない動線であること。また、効率的かつ円滑な業務を実施するにあたり、適切なレイアウト案となっていること。

イ 業務実施体制

人員配置及び管理体制が妥当かつ現実的なものであること。また、人員の採用方法、スケジュール及び研修体制が適切であることに加え、本市やマイナンバーカードコールセンターとの連絡・調整等を適切かつ円滑に実施可能な体制となっていること。

ウ カードセンターの運営

業務全体を円滑に進めるにあたり、適切な事務フローとなっていること。また、電子証明書の更新等について、予約者と予約をしていない来所者が迷わずに窓口にたどりつけるフローが構築されていること。

エ 広報の手段・方法

広く市民に伝わり、札幌市第二マイナンバーカードセンターの利用が促されるような広報の手段・方法となっていること。また、周知にあたり、既存のカードセンターとの違い（開庁時間や閉所日）について、市民に誤解が生じないような対策・工夫が講じられていること。

オ 独自提案

本業務を実施するにあたり、業務仕様書に記載のない項目で、提案者が必要又は効果的と考える項目があれば提案すること。

8 企画提案に関するスケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年9月24日（水） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年10月7日（火）17時00分 |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和7年10月14日（火）17時00分 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年10月21日（火）17時00分 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年10月31日（金）午後を予定 |
| ※詳細は企画提案書等提出者に別途通知する。 | |
| (6) 結果通知 | 令和7年11月6日（木）まで |
| (7) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

9 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
参加意向申出書（様式1） 1部
- (2) 提出期限
令和7年10月14日（火） 17時00分（必着）
- (3) 提出方法
下記「19 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※持参の場合は、平日の9時00分～17時00分に提出すること。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

以下のア～キの構成で一式とし、紙で10部提出するとともにPDFファイル形式の電子データ（CD又はDVD）も併せて提出すること。なお、提出にあたり、特別な製本、折込等はしないこと。

ア 表紙（A 4判、片面印刷、1枚）

「札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務」と記載し、社名も併せて記載すること。

イ 類似業務等実績一覧（A 4判、片面印刷、必要枚数、様式2）

本業務に生かすことができると考える類似業務の実績について、差し支えない範囲でできるだけ具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良いが、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 業務体制の概要及び実施方法（A 4判、片面印刷、1枚、様式3）

エ 業務従事者一覧（A 4判、片面印刷、必要枚数、様式4）

(ア) 本業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 履行期間中、委託者との打ち合わせ等の際に常に参加するなど、委託者との窓口となる実務従事者の氏名の後ろに「○」を付けること。

オ 業務スケジュール（A 4判、片面印刷、1枚、様式自由）

カ 企画提案書（A 3判横、片面印刷、30枚以内、様式自由）

(ア) 上記「2 業務の目的」、「3 業務内容」及び「7 企画提案を求める項目」、下記「11 企画提案の審査」を踏まえ、企画提案は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 独自提案部分については、識別できるよう明示すること。

キ 積算書（A 4判、片面印刷、1枚、様式自由）

(ア) 各業務の積算根拠が分かるように作成すること。

(イ) 上記「5 予算規模」の額を超える場合は失格とする。

(ウ) 本積算額は、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出期限

令和7年10月21日（火）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「19 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※持参の場合は、平日の9時00分～17時00分に提出すること。

(4) 質問について

様式5により、下記「19 応募・問い合わせ先」あてに電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

質問の受付期限は、令和7年10月7日（火）17時00分とする。

質問書への回答については随時行うとともに、質問者名を伏せて必要に応じてホームページに掲載する。

11 企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

審査は、「札幌市第二マイナンバーカードセンター設置及び運営業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和7年10月31日（金）午後を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に10月27日（月）まで別途通知する。

プレゼンテーション出席者は、総括責任者を含む3名以内とする。また、持ち時間は30分（説明20分、質疑10分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

プレゼンテーションにあたっては、提出した企画提案書等に基づき行うこと。追加の資料配布は認めない。

(2) 審査方法

審査は、別紙「評価項目及び評価基準表」に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、審査項目のうち、「7(3)イ 業務実施体制」、「7(3)ウ カードセンターの運営」の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

また、応募者が多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を4者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

12 契約候補者及び契約

委員会における審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位1者を契約候補者として選定する。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

(1) 通知日

令和7年11月6日（木）まで

(2) 対象業務の委託

ア 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ 協議が整い次第、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ 協議が整わない場合や、選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

13 参加資格の喪失

本企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し又は利害関係を有することとなったとき

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

15 参加資格等についての申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内にその理由等について書面により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参、郵送又は電子メールによること。

16 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を含める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

17 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）をすることを許諾するものとする。この場合、札幌市はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権、特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

18 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 契約候補者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製及び必要な改変を含む。）。
- (5) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

19 応募・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎2階）

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 担当：鈴木、對馬、垂石

電話：011-211-2296

メールアドレス：shimin.koseki@city.sapporo.jp